

(4) 収入基準早見表

- 表1では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みできるかどうか判定できます。

- ① 給与所得者が1名
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、源泉徴収票の支払金額を申込家族数に応じて表1にあてはめてください。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額欄に記載されている額を表1にあてはめてください。

ただし、就職して1年未満の場合及び休業・休職期間がある場合は、次の計算方法で年間総収入金額を算出して表1にあてはめてください。

$$\text{年間推定総収入金額} = \frac{\text{※総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12\text{ヵ月} + \text{賞与}$$

- ※ 総収入とは、給与の支給を受けた月の給与の合計額
(ただし、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除いた合計額)

表1 収入基準の年収早見表

月収額	申込みができる年間総収入金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満	5,424,000 未満

- 表2では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ① 事業所得者又は前ページの所得の合算をした場合
- ② 特別控除がない（次ページの表3参照）

上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申込家族数に応じて次ページの表2にあてはめてください。

表2 収入基準の年間所得早見表

月 収 額	申込みができる年間総所得金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む。）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下

(5) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表3 各種控除一覧表

（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

区分	控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居の親族以外で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	合計所得金額（※）が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方（ひとり親控除に該当する方を除く。） ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 （所得が27万円以下の方はその所得金額）
	ひとり親控除	婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち次の3要件全てにあてはまる方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない ②生計を一にする子がある（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額が48万円以下の子に限る） ③合計所得金額が500万円以下 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 （所得が35万円以下の方はその所得金額）
その他の特別控除	障害者控除 （特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で次の手帳などを交付されている方 （身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳(A) A、精神障害者保健福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき 40万円 ）
	老人同一生計配偶者控除	所得税法の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき 25万円
給与年金控除	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額	1人につきその人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から 10万円 （所得が10万円以下の方はその所得金額）

※ 「総所得金額等」、「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。

(6) 収入計算の流れ

① 収入計算の順序（全体の流れ）

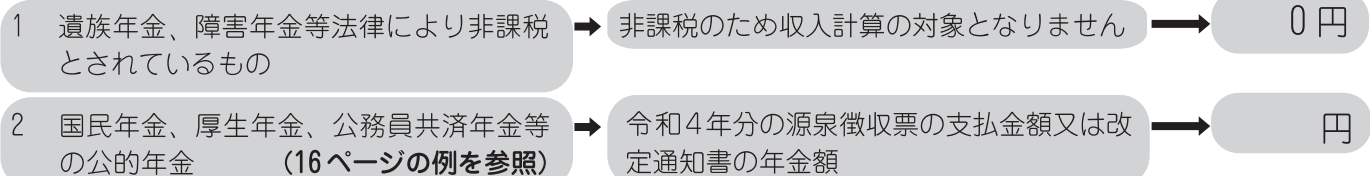
収入の計算は次の順序にしたがって計算していきますと⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入が1～7のどれにあてはまるかを確認の上→に沿って具体的に数字をあてはめながら計算してみてください。

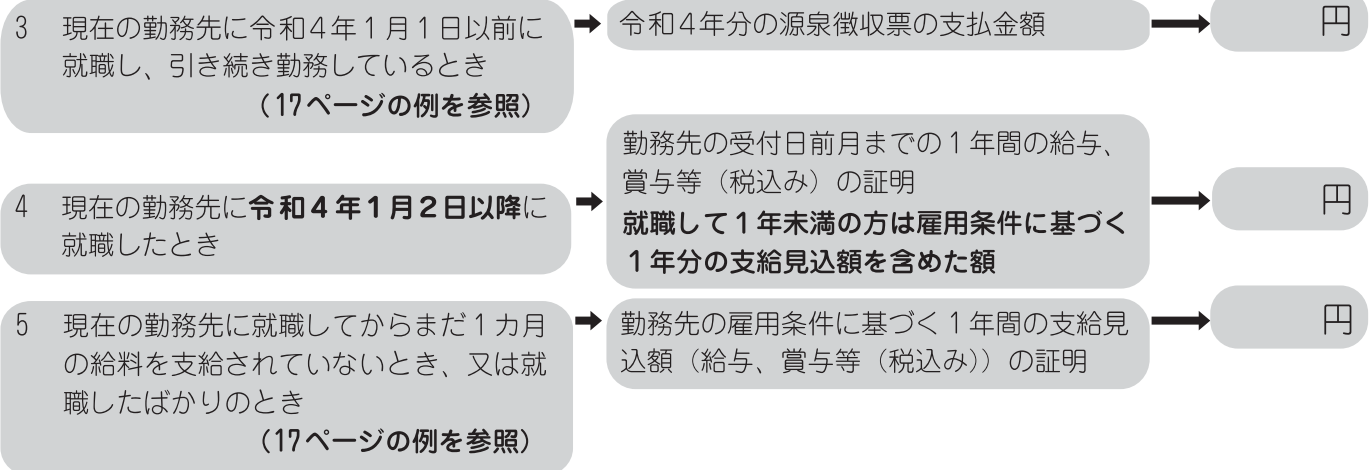
手順

①収入が1～7のどれにあてはまるかを確認します→②必要な収入証明をそろえます→③年収又は推定年収を出します

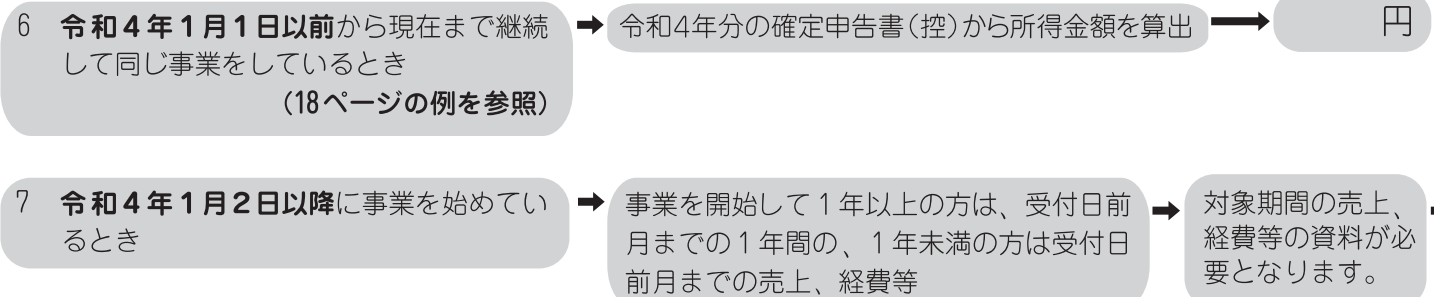
ア 年金の方



イ 給与の方



ウ 事業所得の方



④ 3～5 は端数整理します→⑤ 2～5 は年収から次の式により所得額を計算します

年金所得者の場合

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

年齢	年間総収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円とします
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年金の総額 円－1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 円×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 円×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	年金の総額 円×0.85－685,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円とします
	600,001円以上 1,300,000円未満	年金の総額 円－600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の総額 円×0.75－275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の総額 円×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	年金の総額 円×0.85－685,000円

年間総収入金額を次のとおり端数整理してください。

ア 1,628,000円未満は
端数整理しません

円

イ 1,628,000円以上
6,600,000円未満

左で出した年収÷4,000＝ →小数点以下切捨

円×4,000＝ 円

例

2,979,369÷4,000＝744.8422

744×4,000＝2,976,000円

ウ 6,600,000円以上は端数整理
しません

円

給与所得者の場合

年間総収入金額	所得の計算式
551,000円未満	0円とします
551,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 円－550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円とします
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円とします
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円とします
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円とします
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額 円×0.6+100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	総収入金額 円×0.7－80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 円×0.8－440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	総収入金額 円×0.9－1,100,000円

⑥ 所得金額から控除額を引いて12(カ月)で割り、世帯の月収額を算出します。
この額により申し込みできるかどうかが決まります。

年間総所得金額	個別の特別控除	一般控除	その他の特別控除
給与所得者又は 年金所得者は⑤ により算出した 金額から10万円 控除(給与年金 控除)した金額	寡 婦 ひとり親 27万円 35万円	38万円 × 同居者数又は 扶養親族数	障 害 者 特 定 扶 養 親 族 老 人 扶 養 親 族 老 人 同 一 生 計 配 偶 者 ×対象者数
収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し(マイナスのときは0とする)、出た金額を合算した金額			

※詳しくは、13ページ表3各種控除一覧表をご覧ください。

÷12＝

世帯の月収額

円

158,000円を超える→申し込みできません
158,000円以下 →申し込みできます

－ 15 － (ただし、裁量階層の世帯は214,000円以下までは申込み
ことができます。詳しくは8ページをご覧ください。)

② 計 算 例

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

■以下は **ア**年金 **イ**給与 **ウ**事業ごとの収入計算の具体例を挙げておきます。

計算の参考にして下さい。

計算例中の①～④は14ページから15ページの手順に相当します。

ア 年金の方の例

例：申込本人70歳、妻68歳の夫婦の場合

① まず、収入の種類を確認します

本人 → 厚生年金

妻 → 国民年金

原爆被爆者手当 (収入計算の対象となりません。詳しくは、11ページをご覧ください。)

② 必要な収入証明をそろえます

本人 → 厚生年金令和4年分源泉徴収票

妻 → 国民年金令和4年分源泉徴収票

※源泉徴収票がない場合は改定通知書、支払通知書から令和4年分の収入を計算します。

※令和4年の途中から年金を受給した方は、年金額決定通知書から計算します。

③ 年収額をだします

本人 → 3,123,000円 (源泉徴収票の支払金額)

妻 → 591,500円 ()

④ 年金なので端数整理はしません

⑤ 年収から所得を計算します

本人 → 3,123,000円 - 1,100,000円 - 100,000円 (給与年金控除) = 1,923,000円

妻 → 0円

⑥ 控除額を計算します

同居者控除 380,000円 × 1人 = 380,000円

控除額合計 380,000円

世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,923,000円 + 0円 - 380,000円) ÷ 12 = 128,583円 → 申込資格有

収入証明の例・本人

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額		
年金	3,123,000円					
申込書の提出	本	人	控除対象配偶者の有無等			
有	無	特 別 障害者	その他の障害者	有	無	本人控除対象配偶者の有無
	※				有	無
扶 養 親 族 の 数			障害者の数(本人以外)			
特 定	老 人	その他	特 別	そ の 他		
人	人	人	人	人		
0	0	0	0	0		
年 金 の 種 別			生 年 月 日			
老齢厚生年金			年 月 日			
(摘要)						

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額		
年金	591,500					
申込書の提出	本人			控除対象配偶者の有無等		
有	無	特 別 障害者	その他の障害者	有	無	本人控除対象配偶者の有無
	*					有 無
扶 養 親 族 の 数				障害者の数(本人以外)		
特 定 人	老 人 人	その他 人	特 別 人	その他 人		
0	0	0	0	0	0	
年 金 の 種 別				生 年 月 日		
				年 月 日		
老齢基礎年金						
(摘要)						



年金は、65才以上の方とそうでない方とでは、計算方法がちがいます。

例：申込本人45歳と妻42歳、

- ## ② 必要な収入証明をそろえます

本人 → 現在の勤務先に平成14年4月1日から勤務

妻 → 現在のパート先に令和4年12月1日から勤務

本人 → 令和4年分給与等の源泉徴収票

妻 → 使用申込書の様式 1 に勤務先から令

妻 → 使用申込書の様式 1 に勤務先から令

の給与賞与証明及び募集日～令和5

の相手員を証明及び○券未月一印和○

年11月の支給見込額の証明

収入証明の例・本人

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払 金 を受け る者 住所又は事務所		(受給者番号)									
		(受領者)									
		氏名 (フリガナ)									
生											
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		課税徴収額			
円		千		円		千		円		千	
3972		600									
控除対象配偶者 の有無		配偶者特別 控除の額		控除対象扶養親族の数 (無記名を除く。)				以該扶養親族の 数に課税 の税		障害者の数 (本人を除く。)	
老人		老人		老人				老人		所得控除 の税	
有		千		円		千		円		千	
社会保険料の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
円		千		円		千		円		千	
(備考)											

収入証明の例・妻

給 与 支 給 証 明 書 (様式1)

※ 現在の勤務先へ前年の1月2日以降に採用されている人は以下の事項の証明を受けてください。

氏名	住所	採用年月日	勤続年数
(M・T・W・△年△月△日生)	広島市中区基町〇-〇	R4 .12.1	2ヶ月

支給年月日	給与・手当	賞与	計	支給年月日	給与・手当	賞与	計
R4・12・25	95,000		95,000	R5・7・25	98,000		98,000
R5・1・25	98,000		98,000	R5・8・23	98,000		98,000
R5・2・25	98,000		98,000	R5・9・25	98,000		98,000
R5・3・25	98,000		98,000	R5・10・25	98,000		98,000
R5・4・25	98,000		98,000	R5・11・25	98,000		98,000
R5・5・24	98,000		98,000	合 計			
R6・6・25	98,000	70,000	168,000		1,713,000	70,000	1,243,000

労務管理課長 佐藤 大輔 (16歳未満の児童(児童労働を除く))
 労務管理係長 山本 大樹 (本人を除く)
 本人が 老齢年金受給者である場合は、扶養親族として記載

有 限 公 司	社 員	人 員	定 額	老 年 金 受 取 者	其 他 特 別 注 意 事 項	其 他 注 意 事 項	印 鑑	印 鑑
無	人	人	人	人	人	人		

上記の者は、現在当別に勤務し上記のとおり支払った、支払う予定であることを証明します。

令和 5 年 △ 月 △ 日

所在地及び代表者氏名

 広島市西区三篠町三丁目〇-〇
 スーパー ○○
 社長 □□□□

役
職

E 上
長
氏
名
姓
名
（ ）

- #### ④ 端数整理します

本人 → 3,972,600円（源泉徴収票の支払金額）

妻 → 1,243,000 円

本人 → $3,972,600 \text{ 円} \div 4,000 = 993.15$

$$993 \times 4,000 = 3,972,000 \text{ 円}$$

妻 → 1,628,000円未満なので端数整理しません

- ## ⑥ 控除額を計算します

同居者控除 $380,000\text{円} \times 3\text{人} = 1,140,000\text{円}$

特定扶養親族控除 $250,000\text{円} \times 1\text{人} = 250,000\text{円}$

控除額合計 1,390,000円

扶養親族に16才～22才の方がいる場合は、親族控除に合わせて特定扶養親族控除(25万円)を控除してください。
この場合「課税台帳記載事項証明書」が必要となります。

この場合「課税台帳記載事項
証明書」が必要となります。

世帯の月収額を計算します

本人の所得金額	家族の所得金額	控除額合計	世帯の月収額
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

$$(2.637.600\text{円} + 593.000\text{円} - 1.390.000\text{円}) \div 12 = 153.383\text{円} \rightarrow \text{申込資格有}$$

② 計 算 例

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

ウ 事業所得の方の例

例：本人35歳と長男9歳、次男7歳（小学生）の
3人世帯（母子世帯）の場合

① まず、収入の種類を確認します

本人は平成18年11月1日より生命保険の外交員をしている

② 必要な収入証明をそろえます

本人 → 令和4年分所得税確定申告書（控）

③ 年所得額を出します

2,016,000円（令和4年分所得税確定申告書（控）
記載の所得金額）～経費などを差引いた後の金額です

収入証明の例

(令和4年分確定申告書(控)より)

所得金額	事業等	①	2016000
	業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税・一時 ⑧+①(⑤+⑥)×②	⑧	
	合計	⑨	2016000

④・⑤ は該当しません

⑥ 控除額を計算します

同居者控除 $380,000 \times 2 \text{人} = 760,000 \text{円}$

ひとり親控除 $350,000 \text{円}$ （(注) $2,016,000 \text{円} \geq 350,000 \text{円}$ のため、 $350,000 \text{円}$ ）

（ひとり親控除該当者の所得が35万円以下の場合、控除額はその人の所得金額になります。）

控除額合計 $1,110,000 \text{円}$

ひとり親控除は子供の
人数分を控除するのでは
ありません



世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
 $(2,016,000 \text{円} + 0 \text{円} - 1,110,000 \text{円}) \div 12 = 75,500 \text{円} \rightarrow \text{申込資格有}$

Ⅰ 一人に2種類以上の所得がある場合の例

例：本人63歳と妻59歳（4級の身体障害者）の夫婦の場合

① まず、収入の種類を確認します

本人 → 厚生年金を受給する一方平成14年4月1日より現在の勤務先に勤務している
妻 → 無職

② 必要な収入証明をそろえます

厚生年金令和4年分源泉徴収票、
令和4年分給与等の源泉徴収票

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額		
年金	958,600円					
申込書の提出		本 人	控除対象配偶者の有無等			
有	無	特 別 障害者	その他の障害者	有	無	老人控除対象配偶者の有無
	*					有 無
扶 養 親 族 の 数			障害者の数(本人以外)			
特 定	老 人	人	その他	特 別	そ の 他	人
0	0	0	0	0	0	0
年 金 の 種 別			生 年 月 日			
老齢厚生年金						
(摘要)						

収入証明の例（年金）

③ 年収額を出します

年金 958,600円（源泉徴収票の支払金額）

給与 2,011,630円（源泉徴収票の支払金額）

収入証明の例（給与）

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額	2,011,630	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	16歳未満の障害者の数（本人を除く。）	障害者の数（本人を除く。）	障害者の数（本人を除く。）	障害者の数（本人を除く。）	障害者の数（本人を除く。）
有	無	特定	老人	その他	特別	その他	その他
有	無	有	無	有	無	有	無
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
(摘要)							

④ 給与は端数整理します

$2,011,630 \div 4,000 = 502.9075$
 $502 \times 4,000 = 2,008,000$ 円

⑤ 年収から所得を計算します

年金 958,600円 - 600,000円 = 358,600円…ア

給与 2,008,000円 $\times 0.7$ - 80,000円 - 100,000円（※所得金額調整控除分） = 1,225,600円…イ

所得額計 ア + イ - 100,000円（給与年金控除） = 1,484,200円

※給与所得の金額及び年金所得の金額があり、その合計額が10万円を越えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得の金額（上限10万円）及び当該年金所得の金額（上限10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

⑥ 控除額を計算します

同居者控除 380,000円 $\times 1$ 人 = 380,000円

障害者控除 270,000円 $\times 1$ 人 = 270,000円

控除額合計 650,000円

世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
(1,484,200円 + 0円 - 650,000円) $\div 12$ = 69,516円 → 申込資格有

9 家賃の算定方法

県営住宅の家賃制度は、入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が定まる応能応益家賃制度です。

なお、希望する住宅の家賃については、「県営住宅募集一覧」で確認してください。

《家賃算定式》

$$\begin{aligned} \text{家賃} &= (\text{①家賃算定基礎額}) \times (\text{②市町村立地係数}) \times (\text{③規模係数}) \times (\text{④経過年数係数}) \\ &\quad \times (\text{⑤利便性係数}) \\ &\leq (\text{⑥近傍同種の住宅の家賃}) \end{aligned}$$

- ① 家賃算定基礎額 → 収入に応じて定まる基本的な家賃額です。
- ②、⑤ 市町村立地係数、利便性係数 → 住宅の立地等によって家賃は変動します。
- ③ 規 模 係 数 → 住宅が狭くなれば、家賃は安くなります。
- ④ 経 過 年 数 係 数 → 住宅が古くなれば、家賃は安くなります。
- ⑥ 近傍同種の住宅の家賃 → 国の政令及び規則で定める計算により算出するもので、算出項目は建物等の複成価格、利回り、償却額、修繕額、管理事務費等とされています。（近傍の民間賃貸マンションの家賃ではありません。）

★ 入居後も、毎年家賃が変わります。

- a 毎年、入居者全員に「収入申告」を求め、**家賃額を算定します。**
- b **収入申告がない**、又はあっても添付書類が不備の場合は、**最高金額の「近傍同種の住宅の家賃」**となります。
- c 「生活保護」を受けていても、「年金生活」でも、**収入申告は行わなければなりません。**

10 選 考 方 法

- ◆ 募集住宅に対して申込者が多数の場合は、公開抽選を行い、入居候補者及び補欠順位者を決定します。
- ◆ 申込者数が募集戸数に達しなかった場合は、補充募集を予定しています。
- ◆ 「特組」と「その他の組」に分け、「特組」の当選率を「その他の組」の2倍となるように抽選します。

選 考 組 別 表 (各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

組 別	分 類	基 準	必要書類
特 組	高 齢 者	次の条件を満たす方がいる世帯又は単身60歳以上の方 ・ 申込者が60歳以上 ・ 同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方からなる世帯 ア 配偶者(内縁の夫又は妻及びパートナーシップ関係にある方を含み、年齢は問わない) イ 18歳未満の方 ウ 障害の程度が下記の「心身障害者」に該当する方 エ 60歳以上の親族 ※ 18歳以上の子がいるなど、1人でも条件に該当しない方がいれば非該当になります。	
	ひ と り 親	配偶者(内縁の夫又は妻、パートナーシップ関係にある方及び婚約者を含む)のない方で、現に20歳未満の子を扶養している方	申込みのしおり 6ページ参照
	心 身 障 害 者	申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方からなる世帯 ア 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 イ 恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方 ウ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方又は同程度と認められる知的障害者(最重度㊸、重度A、中度㊹)の方	申込みのしおり 6ページ参照
	難 病 患 者	症状が固定しておらず、手帳を取得していないが、障害福祉サービス等を利用する必要のある難病患者	申込みのしおり 6ページ参照
	原 爆 被 爆 者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受け、医療特別手当、特別手当又は健康管理手当を受けている方がいる世帯又は単身者	申込みのしおり 6ページ参照
	引 揚 者	海外から引き揚げて5年を経過していない方がいる世帯又は単身者で、引揚証明書、支給決定通知書(中国残留邦人等の帰国者)のある方	申込みのしおり 6ページ参照
	親 子 ペ ア	親(60歳以上)の介護のために親世帯と同一の団地の住宅を申し込む子世帯(親世帯が申し込む場合を含む。また、親と子の世帯が同時に申し込む場合は、両方が特組となる。)	申込みのしおり 6ページ参照
	災 害 等	公営住宅法第22条第1項に規定する災害、不良住宅の撤去、その他政令で定める特別の理由がある世帯又は単身者	申込みのしおり 6ページ参照
	多 子	18歳未満の方が3人以上いる世帯	
	ハ ン セ ン 病	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する方がいる世帯又は単身者	申込みのしおり 6ページ参照
	D V 被 害 者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)でイ、ロ又はハのいずれかに該当する方 イ 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ハ 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方	申込みのしおり 6ページ参照
	犯 罪 被 害 者	犯罪被害者等(DV被害者を除く。)のうち、イ又はロのいずれかに該当する方 イ 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方 ロ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	
	婚 姻 後 3 年 以 内 又 は 婚 姻 予 定 の 方	一般世帯向けの申込資格を満たし、かつ、申込者及び配偶者の合計年齢が、募集期間末日に75歳以下の世帯のうち、イ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する世帯 イ 新婚の場合は婚姻の日後3年以内の世帯 ロ 事実婚の場合は事実婚の届出をした日後3年以内の世帯 ハ パートナーシップ関係の場合はパートナーシップ宣誓等を行った日後3年以内の世帯 ニ 婚約の場合は、婚姻予定者、双方の親の証明又は結婚披露宴の案内状に記載された婚姻の日前4ヶ月以内の方	申込みのしおり 6ページ参照
	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 居 住 者	土砂災害特別警戒区域内の構造基準(建築基準法施行令第80条の3)を満足していない建築物(土砂災害特別警戒区域の指定以前からその区域に存するものに限る。)に居住する方	申込みのしおり 6ページ参照
そ の 他 の 組	「特組」の事由に該当しない方		

11 注 意 事 項

1 申込みについて

- (1) 申込みは、1世帯につき1通のみ申し込むことができます。2通以上申し込まれると、全ての申込みが無効となります。
- (2) 県営住宅申込整理票などに不正な記載があった場合は、無効になります。
- (3) 現に同居又は同居しようとする親族がいないと申し込めません。(単身者の申込資格は別にあります。詳細は、9ページの「(2) 単身者の資格」をご覧ください。)

※ 世帯を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。

- (4) 婚約者と申し込む場合は、次のことに注意してください。
 - 申込後、婚約者が変わった場合は入居できません。
 - 入居可能日から3か月以内に婚約者が入居できない場合は入居できません。
 - 選考特組を使わずに入居する場合は入居後1か月以内、選考特組を使って入居する場合は募集期間の末日から4か月以内に婚姻を証明するもの(戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等)を提出していただきます。
- (5) パートナーシップ宣誓者2人が入居申込みすることができる県営住宅は、原則、パートナーシップ証明等の交付を受けた市町に立地する県営住宅に限ります。
- (6) 過去において県営住宅に入居又は同居していた方で、県営住宅家賃滞納等の不正使用があった方は申込みできません。また、同居することもできません。
- (7) 県営住宅申込整理票の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。

※ 申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に一人になったとき又は申込者本人が入居しなくなったとき(死亡を含む。)は入居できません。

- (8) 受付後の県営住宅申込整理票の内容変更は一切できません。
- (9) 抽選結果は、はがきで通知しますので、電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- (10) 入居手続の際に、敷金(入居時家賃の3か月分)を納付してください。
- (11) 県営住宅申込整理票に記載された全員が入居可能日から15日以内に入居できない場合は、失格となります。
- (12) 県営住宅へ入居後、申込者本人が死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き県営住宅の居住を希望する場合、申請を行うことができる方は、原則として、現に同居している配偶者及び高齢者等になります。

2 住宅について

- (1) 住宅は、生活上支障のないように補修してありますが、壁・天井・台所・板の間等に多少の汚れが残っている場合があります。
- (2) 高層住宅（6階以上の建物）と一部の中層住宅（3～5階建）を除き、エレベーターはありません。
- (3) 浴室には、浴槽及び風呂釜は一部の住宅を除いて付いていません。設置費用と退去時の撤去費用は入居者負担です。
- (4) 各住戸に物置が付いています。
- (5) 住宅の家賃は、毎年、入居世帯の収入額及び住宅の広さ・立地・古さ等によって変わります。
- (6) 入居後は、毎年、世帯員全員の収入の申告が必要です。その額に応じて、家賃額が決定されます。また、家賃制度の改定によって家賃額が変更することがあります。

※ 家賃決定通知等により収入超過者として認定された場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。

さらに、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。

- (7) 駐車場は、駐車区画に限りがありますので、駐車できない場合があります。

※ 駐車場は、有料化（県営住宅家賃とは別に県に納付）しており、一定の基準を満たす方が使用できます。

通路や幼児遊園など駐車が認められない箇所への駐車は、絶対にしないでください。

- (8) 犬や猫、鳥などの動物を飼うこと、預かることはできません。（犬、猫、鳥などペットの飼育は絶対にしないでください。）
- (9) 事前に部屋をご覧いただくことはできません。（部屋をご覧いただけるのは鍵渡し後（入居手続完了後）となります。）

※ ただし、「身体障害者向」住宅及び「高齢者専用（シルバーハウジング）」住宅は、入居資格本審査の必要書類の提出前にご覧いただけますので、詳細については、指定管理者にお問い合わせください。

- (10) 退去に当たって、畳の表替え、ふすまの張替えなどの修繕は退去者負担です。

なお、その他必要に応じて退去者負担で修繕をお願いする場合があります。

※ 次のような場合は、入居されていても明渡していただくこととなります。

- 家賃を3月以上滞納したとき。

家賃は、毎月末日までに納入しなければなりません。

家賃を滞納されますと、住宅の明渡請求・差押え等の法的措置をとることになります。

- 不正な行為によって入居したとき。
- 正当な理由によらず、15日以上住宅を使用しないとき。
- 住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
- 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。
- 暴力団員であることが判明したとき。

県営住宅所在地一覧表

※ この一覧表は募集する住宅の一覧表ではありません。入居募集を停止している住宅も含まれています。
募集する住宅については、別冊「県営住宅募集一覧」をご覧ください。

	住宅名	所在地	建設年度	住宅名	所在地	建設年度
広島市南部	舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目	S47、H23	吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	S57
	長寿園北高層住宅	広島市中区白島北町	S44,45	吉島住宅	広島市中区吉島新町二丁目	S57、H20,23 25～27
	長寿園南高層住宅	広島市中区西白島町	S44～47			
	新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	H3	牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	S44,45,48,49
	牛田高層住宅	広島市東区牛田新町二丁目	H1	平林住宅	広島市東区上温品四丁目	S55,56
	宇品住宅	広島市南区宇品東一丁目	S45～49	鯉港住宅	広島市南区宇品西二丁目	S46～48
	比治山住宅	広島市南区比治山本町	S54			
	西観音住宅	広島市西区西観音町	S53	東観音住宅	広島市西区観音町	H5,8
	福島西住宅	広島市西区福島町一丁目	S41,増築S59	福島住宅	広島市西区福島町二丁目	H15,17
	福島北住宅	広島市西区福島町一丁目	S39,増築S58	小河内住宅	広島市西区小河内町一丁目	S41,増築S60
広島市北部	青原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	S63	別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目	S47,51
	西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	S60	梅林住宅	広島市安佐南区八木四丁目	S55
	上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	H8,10	第二上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	H16
	安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	S47,48,54,55	下大町住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	S44,45
	城山住宅	広島市安佐南区八木五丁目	S57	緑丘住宅	広島市安佐南区八木三丁目	S56,57
	虹山住宅	広島市安佐北区亀山南四丁目	S45,46	あさひが丘住宅	広島市安佐北区あさひが丘五丁目	S50,52,54
	高陽住宅	広島市安佐北区落合三丁目、 同落合四丁目、同真亀二丁目、 同真亀四丁目、同真亀五丁目、 同亀崎二丁目、同亀崎三丁目	S49～54,56			
安芸郡	東海田住宅	安芸郡海田町石原	S56	海田住宅	安芸郡海田町つくも町	S55,56
	海田月見住宅	安芸郡海田町月見町	S51			
	熊野住宅	安芸郡熊野町貴船	S45,46 H6,12,30、R1	西熊野住宅	安芸郡熊野町東山	S46
	坂住宅	安芸郡坂町坂東一丁目	S61,62	平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目	H16
	第二平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目	H19	第三平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目	H22
呉市	二河住宅	呉市西中央四丁目	S53	登町住宅	呉市和庄登町	S54,H26
	豊栄住宅	呉市阿賀南一丁目	H6,10	鍋山住宅	呉市警固屋一丁目	S59
	阿賀住宅	呉市阿賀南六丁目	H1,2,4	宮ヶ迫住宅	呉市焼山宮ヶ迫二丁目	S45,46,H18,20
	此原住宅	呉市焼山此原町	S48,59,63,H11	小坪住宅	呉市広小坪一丁目、 同広小坪二丁目	S48,51,53
	第三焼山住宅	呉市焼山東一丁目	S46			
	長浜住宅	呉市広長浜三丁目	S61	広住宅	呉市広本町二丁目	S62

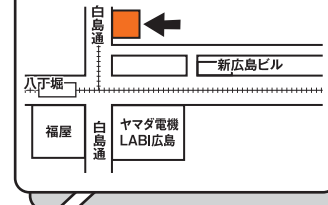
	住宅名	所在地	建設年度	住宅名	所在地	建設年度
大竹市	大竹住宅	大竹市玖波一丁目	S50	北栄住宅	大竹市北栄	S51
	東栄住宅	大竹市東栄一丁目	S53			
廿日市市	玉の井住宅	廿日市市六本松一丁目	H7,10	地御前住宅	廿日市市地御前一丁目	S60
	廿日市住宅	廿日市市阿品台東、 同阿品台西	S52～59,61			
東広島市	諏訪住宅	東広島市西条東北町	S58,59	御園宇住宅	東広島市西条町大字御園宇	S48,49
	平岩住宅	東広島市西条町大字寺家	S62,H1	西高屋住宅	東広島市高屋高美が丘九丁目	H7
竹原市	丸子山住宅	竹原市竹原町	H11,12	第二丸子山住宅	竹原市竹原町	S55,56
	田の浦住宅	竹原市本町二丁目	H15,16	成井住宅	竹原市下野町	S51、H14
三原市	東町住宅	三原市東町三丁目	S48,49	中之町住宅	三原市中之町二丁目	S55,56
	倉之内住宅	三原市中之町三丁目	S56	七宝住宅	三原市沼田東町七宝	H14,15
	明神住宅	三原市明神三丁目	S46,47	宗郷住宅	三原市宗郷四丁目	S51,52
	円一住宅	三原市円一町五丁目	S53,54	皆実住宅	三原市皆実五丁目	S58
尾道市	のぞみが浜住宅	尾道市古浜町	S53,54	新高山住宅	尾道市新高山二丁目、 同新高山三丁目	S49,51,54
	栗原住宅	尾道市栗原町	S63	三美園住宅	尾道市美ノ郷町三成	S44,45
	古浜住宅	尾道市古浜町	S52	向東住宅	尾道市向東町	S49
	肥浜住宅	尾道市向東町	S62,H3,4	高須住宅	尾道市高須町	S59,60
	小田浦住宅	尾道市因島重井町	H11	土生住宅	尾道市因島土生町江の内	H2,3
	室屋住宅	尾道市因島中庄町室屋	H15			
福山市・府中市	城東住宅	福山市本町	S51	吉津住宅	福山市北吉津町三丁目	S33～35
	泉住宅	福山市山手町六丁目	S40,41	港町住宅	福山市港町二丁目	S52,55,H9
	南泉住宅	福山市山手町五丁目	S48,59～62 H1,3～6,R2	駅家住宅	福山市駅家町弥生ヶ丘	S52,54,56,58
	向ヶ丘住宅	福山市水呑向丘	S38,39,61 H7,11	日吉台住宅	福山市日吉台二丁目	S47～49
	引野住宅	福山市引野町南一丁目	S45,46	蔵王住宅	福山市南蔵王町六丁目	S51,52
	城興ヶ丘住宅	福山市城興ヶ丘	S49	神村住宅	福山市神村町	S52
	高屋住宅	福山市引野町北四丁目	S44、H11	南松永住宅	福山市南松永町一丁目	S62、H2
	府中住宅	府中市土生町	S49	高木住宅	府中市高木町	S63,H2,4
三次市	栗屋住宅	三次市栗屋町	S56	三次住宅	三次市畠敷町	S48
	王之段住宅	三次市畠敷町	S52,53	西三次住宅	三次市十日市西四丁目	S58
	八次住宅	三次市南畑敷町	S60,61,63			
庄原市	本町住宅	庄原市西本町二丁目	S50,51	本町上野住宅	庄原市東本町一丁目	S53,54
	本町大蔵住宅	庄原市東本町四丁目	S59,60			

申込みについての問い合わせ先

【県営平成ケ浜住宅の申込みについての問い合わせ先】

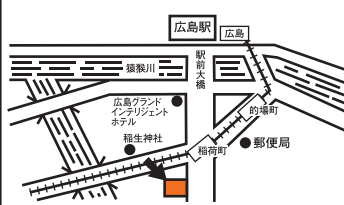
県営平成ケ浜住宅指定管理者

(第二平成ケ浜・第三平成ケ浜住宅を除く)
フジタビルメンテナンス株式会社
〒730- 広島市中区鉄砲町8-18 ☎(082)846-6361
0017 広島日生みどりビル12階



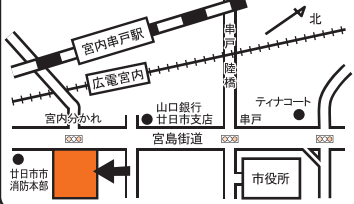
広島北部地区、広島南部地区指定管理者

広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ
〒732- 広島市南区稲荷町4-5
0827 尾崎ビル3階
☎(082)261-7819 ☎(082)261-7907
(広島北部地区) (広島南部地区)



廿日市・大竹地区指定管理者

広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ
〒738- 廿日市市串戸一丁目9-44 ☎(0829)34-0140
0033 竹本印刷所ビル1階



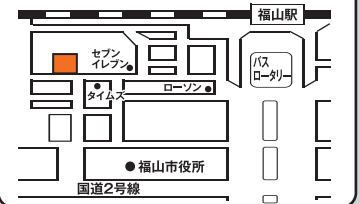
三次・庄原地区指定管理者

広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ
〒728- 三次市十日市中一丁目13-36 ☎(0824)62-6575
0012 グランドグレース十日市103



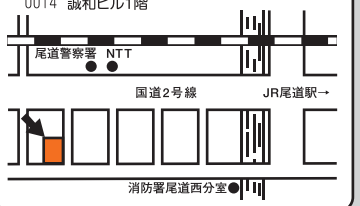
福山・府中地区指定管理者

株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター
〒720- 福山市三之丸町8-17 ☎(084)973-3109
0066 Kビル2階



尾道地区指定管理者

堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター
〒722- 尾道市新浜一丁目14-11 ☎(0848)24-2277
0014 誠和ビル1階



安芸地区指定管理者

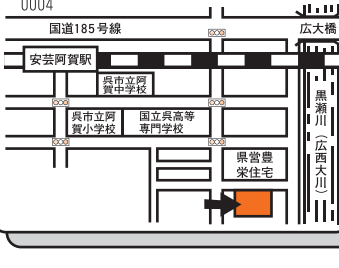
(平成ケ浜住宅を除く)

広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ
〒736- 広島市安芸区矢野東5丁目1-15
0083 クスノキビル103号 ☎(082)889-5544



呉地区指定管理者

ビルックス株式会社
〒737- 呉市阿賀南一丁目8-49 ☎(0823)74-5963
0004



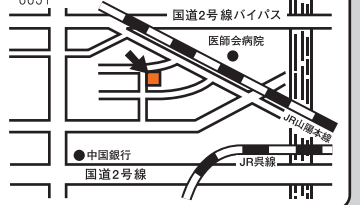
東広島・竹原地区指定管理者

株式会社くれせん 東広島営業所
〒739- 東広島市西条中央3-26-58
0025 クニヒロビル201号室 ☎(082)424-4877



三原地区指定管理者

堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター
〒723- 三原市宮浦四丁目8-24 ☎(0848)61-2215
0051



※インターネット上のホームページもご参照ください。

・広島県の県営住宅募集一覧 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>)